

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

洲本市長 上崎 勝規

|                   |                    |
|-------------------|--------------------|
| 市町村名<br>(市町村コード)  | 洲本市<br>(28205)     |
| 地域名<br>(地域内農業集落名) | 広石中<br>(広石中ノ下)     |
| 協議の結果を取りまとめた年月日   | 令和7年3月28日<br>(第1回) |

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

## (1) 地域農業の現状及び課題

今回のアンケート調査からは、農業を縮小または離農したい農家が前回よりも大幅に増えており、今回10年後は原状維持と答えた人も年齢は70歳以上で、後継者は島外在住や農業を継ぐ意思のないケースが多く、実質的には農業の継続は困難でこれらの方を合わせると10年後の農業の担い手不足は、より深刻である。どのような方法で担い手を見出すか、育成していくかが最重要課題である。多くの人にとっては、永らく将来何とかなると意識だったが、いよいよどうにもならなくなってきた感がある。切羽詰まってきたところで地区外の新規就農者への支援等も含め、具体的に対策を検討し実行していく必要がある。

当地区の農業経営では、米作は農地管理の上からも外せないが、一定の収益確保をはかっていくには、野菜作等も取り入れた複合経営をめざすことになる。本地区の特産として生産する作物を明確にしつつ、販売先をも独自に確保していくことで有利販売につなげることも考えていく必要がある。

本格的な農業生産への取り組みは行っていなかった営農推進協議会(以下「協議会」という。))についても、厳しい担い手不足の中でそのあり方や将来方向について検討し、可能な限り協議会も地域の担い手化にするにはどのような方策をとる必要があるかを今一度熟慮してみる必要がある。また、担い手を目指す人が出てきたならば、協議会としても必要な支援を行えるようにする必要がある。

これらの取り組みは、地域計画の見直しも含めて、協議会での役員会・事務局会等を中心に、10年後を常に考えながら逐次具体化していくようにしたい。

## (2) 地域における農業の将来の在り方

今回のアンケート調査からは、農業を縮小または離農したい農家が前回よりも大幅に増えており、今回10年後は原状維持と答えた人も年齢は70歳以上で、後継者は島外在住や農業を継ぐ意思のないケースが多く、実質的には農業の継続は困難でこれらの方を合わせると10年後の農業の担い手不足は、より深刻である。どのような方法で担い手を見出すか、育成していくかが最重要課題である。多くの人にとっては、永らく将来何とかなると意識だったが、いよいよどうにもならなくなってきた感がある。切羽詰まってきたところで地区外の新規就農者への支援等も含め、具体的に対策を検討し実行していく必要がある。

当地区の農業経営では、米作は農地管理の上からも外せないが、一定の収益確保をはかっていくには、野菜作等も取り入れた複合経営をめざすことになる。本地区の特産として生産する作物を明確にしつつ、販売先をも独自に確保していくことで有利販売につなげることも考えていく必要がある。

本格的な農業生産への取り組みは行っていなかった営農推進協議会(以下「協議会」という。))についても、厳しい担い手不足の中でそのあり方や将来方向について検討し、可能な限り協議会も地域の担い手化にするにはどのような方策をとる必要があるかを今一度熟慮してみる必要がある。また、担い手を目指す人が出てきたならば、協議会としても必要な支援を行えるようにする必要がある。

これらの取り組みは、地域計画の見直しも含めて、協議会での役員会・事務局会等を中心に、10年後を常に考えながら逐次具体化していくようにしたい。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

### (1) 地域の概要

|                                  |         |
|----------------------------------|---------|
| 区域内の農用地等面積                       | 24.5 ha |
| うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積      | 23.7 ha |
| (うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】 | ha      |

### (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

|         |
|---------|
| 広石中の下地区 |
|---------|

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

## 3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

### (1) 農用地の集積、集約化の方針

担い手が高齢化しており、規模拡大希望農家もない中で、営農継続を希望する若手や地区外も含めて新規就農者が現れた場合等も考慮し、上記のルールに従いその者に対して優先的に農地を集積していくこととする。  
また、農地を手放したり貸付を希望する農家が出てきたときには、上のルールに沿って協議会もかわりながら進めることを基本とし、一方担い手より希望がない場合には、隣接地等で受けてもらえる農業者がいれば中間管理機構を通じて貸付し、できるだけ集約化を図っていくことを確認しておく。併せて逐次協議会で地域計画を見直していく。

### (2) 農地中間管理機構の活用方針

2019年に策定した「実質化された人・農地プラン」では、いきいき農地バンク制度を活用し地区内農地を一括中間管理機構へ預け、営農を継続したい農家は機構からやりたい圃場を再度借りる仕組みによって、時間はかかるが一定時間をかけつつ担い手への農地の集約等を進めようとしていたが、新型コロナウイルスの蔓延により集落座談会が開けず、時の経過し今回のアンケート結果から考えると、10年後の規模拡大意向農家がいらない中で、再提案しても合意が得られることは困難であることが見込まれる。  
今後は、法改正に基づく現実的対応として、現在利用権設定されている農地については、期間満了後に中間管理機構を通じた貸借に付け替えるとともに、地域計画策定後に、新規で農地の貸し借りを行う場合については、中間管理機構を活用して貸借を行うようアドバイスする。

### (3) 基盤整備事業への取組方針

条件の良い地域ではほぼ基盤整備ができていますが、急傾斜地等や合意形成が困難だった一部地域では出来ていない。負担金ゼロの制度ができたとはいえ、小規模なため要件に合わず、また急傾斜地等でもあるのでメリットも薄くて現行以上には困難だと思われる。  
一方野菜作の振興を行うのなら、暗渠排水事業等の取り組みが望まれるが、そこまでして営農を継続する農家があるかどうか、今のところ希望は上がっていないので、状況を見つつ協議会としても対応していく。

### (4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

当地域のような中山間地帯では、国が目指すような特定の認定農業者にすべての農地を集約しようとすることは現実的でなく、担い手経営体の育成は努力しつつも、現状維持で中・小規模ながらも多彩な家族農業を続ける人や家庭菜園程度は楽しみながら継続して圃場の維持管理も含めて農業を継続する農家等、可能な限り多彩な担い手による農業を地域全体として続けてもらうことが、地域維持の点からも望ましいものとする。  
一方、地区外からの新規就農者の発掘も意識して、取り組む人が出てくれば協議会としても積極的に支援していくことにする。  
また、協議会も多様な担い手の一つとして、現行以上に営農活動に取り組み、地域の高齢者や女性等も雇用できるような体制をつくっていくことについても、今後先進事例等を研究しつつ具体化を検討していくこととする。

### (5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

農協はライスセンターの運営と、一定の農機具の貸与等を行っており、協議会もトラクター等かなりの農機具を揃えて、自ら実施する場合やオペレータに依頼する場合が選択できるようにしているので、会員に一層のPRをして利用促進をはかる。今後、農機具が老朽化した場合等には、高額な農機具を買うのではなく協議会の機械を利用してもらうように働きかける。  
なお、水稻収穫関係の農機具は揃えていないので、今後の状況を見つつ必要になってきた場合には、購入も含めて検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

|                                               |                                             |                                            |                                   |                               |
|-----------------------------------------------|---------------------------------------------|--------------------------------------------|-----------------------------------|-------------------------------|
| <input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策 | <input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料        | <input type="checkbox"/> ③スマート農業           | <input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等 | <input type="checkbox"/> ⑤果樹等 |
| <input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等            | <input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等 | <input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設 | <input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等   | <input type="checkbox"/> ⑩その他 |

【選択した上記の取組方針】

① イノシシの被害がより広範になりつつあり、隣接地区ではシカの被害も出ていて、当地区にとっても脅威になりつつある。現在は電気柵の敷設が中心で、本地区より山間地に近い地区でのわなによる捕獲や銃による殺傷に頼っているが、被害の状況を見つつ本地区としてもわなの設置等による直接の駆除対策を進めることも必要と考えている。なお、協議会では電柵を購入し、複数希望者がまとまって電気柵を敷設する場合に、貸与する事業を現在行っているもので、これの充実も順次進める。一方、ジャンボタニシの被害が広範になってきており、協議会では対象農家に薬剤の配布を行っているが、もう少し根本的に秋鋤時での対象圃場揃っての大規模駆除等も検討していく必要がある。

⑦ 引き続き、営農推進協議会が中心となり、多面的機能支払制度や中山間地域等直接支払制度を活用し、地域ぐるみで農地等の保全管理に取り組む。

⑧ 当地区の水源は10のため池と2つの深井戸及び関をしての川からの給水であり、これらの管理が極めて重要である。ため池の堤体の草刈り等は毎年多面的事業を活用しながら、田主が定期的に行っている。一方、ため池からの配管等は施工後40年を経過して老朽化が進みつつあり、毎年数か所で破損等が発生している状況にあり、その都度業者に来てもらいメンテナンスを行っている。配管等の大規模更新は多額の費用が掛かり、いずれ行う必要が出てくるものと思われるが、現行では様子を見つつ迅速に補修をすることにせざるを得ない。大規模改修に対しては毎年一定の資金を蓄え備えることも検討する必要がある。

しかしながら、離農し田主を脱退する人が多く発生すると、田主自体の池や施設の管理体制が十分とれるかの不安もあり、今後田主の施設維持等の体制も見直していく必要が出て来るものと考えられる。